

平成29年 第4回定例会

(平成29年12月25日～平成30年1月15日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

平成29年第4回定例会会議録目次

第1号（12月25日）（月曜日）

1.	開 会	-----	6
1.	開 議	-----	6
1.	会議録署名議員の指名	-----	6
1.	諸般の報告	-----	6
1.	議会運営委員長の報告	-----	6
1.	会期及び会期日程の決定	-----	7
1.	議事日程の報告	-----	7
1.	議 事	-----	7
1.	認定第1号上程	-----	7
	総務委員長報告・質疑・討論・表決（認定）		
1.	議案第6号上程	-----	11
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	散 会	-----	15

第2号（1月15日）（月曜日）

1.	開 議	-----	20
1.	欠席届出議員の報告	-----	20
1.	議事日程の報告	-----	20
1.	議 事	-----	20
1.	一般質問上程	-----	20
1.	質問順位1番 鶴田均議員	-----	20

北薩広域行政事務組合事務所について

北薩広域行政事務組合事務所は、出水市役所野田支所庁舎の2階にあるが、野田支所庁舎の解体移転に伴い、今後、北薩広域行政事務組合事務所をどのように計画されていくつもりか伺う。

1.	質問順位 2 番	中嶋敏子議員	-----	2 4
	1	ごみ処理施設工事の見積上限額 6 5 億円が 8 2 億円に、1 年 2 カ月で 1 7 億円もはね上がった算定根拠を示せ。		
	2	平成 2 8 . 8 . 2 付け公告と H 2 9 . 1 0 . 3 付け公告の入札参加者の参加資格要件の変更事項とその理由。その結果、予想される入札参加者への影響。とりわけ新日鉄住金エンジニアリングへの影響についてお伺いしたい。		
	3	平成 2 4 . 1 1 . 1 施行の出水地区ごみ減量推進協議会設置要綱の目的に照らし、平成 3 3 年度施設供用開始時、計画処理目標に対する現在の到達をどう見るか。施設の処理能力や最終処分場への影響、今後の取り組みについて。		
	4	業者ごみ減量対策と抱き合わせで、搬入手数料の早急な大幅な引き上げを。		
1.	閉会中の継続審査について		-----	4 0
	可決			
1.	閉 会		-----	4 1

平成29年第4回定例会会期日程表

月日	曜日	会議	事項	備考
12/25	月	本会議（第1日）	平成28年度決算（委員長報告）、平成29年度補正予算（提案理由説明・質疑・即決）	
12/26-1/8		休会		
1/9	火	休会	※一般質問発言通告期限（正午）	
1/10-1/14		休会		
1/15	月	本会議（第2日）	一般質問、その他	
※会期 12月25日から1月15日まで（22日間）				

平成29年第4回定例会議案等

1. 議案

議案第6号 平成29年度北薩広域行政事務組合補正予算（第3号）

2. 認定

認定第1号 平成28年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

3. その他

閉会中の継続審査について

陳情第1号 環境センターの平成30年3月末移転不履行に伴う稼働期間延長に対する陳情書

平成29年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会会議録第1号

平成29年12月25日（月曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 10名

1 番	仮屋園 一 徳 議員
2 番	鮎 川 浩 一 議員
3 番	邑 山 初 徳 議員
4 番	大 田 重 男 議員
5 番	吉 元 勇 議員
6 番	小 田 勝 志 議員
7 番	鶴 田 均 議員
8 番	中 嶋 敏 子 議員
9 番	牟 田 学 議員
10 番	宮 田 幸 一 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理事長 渋谷 俊彦
代表監査委員 浦底 信市

副理事長 西平 良将
理事 川添 健
会計管理者 溝口 雄二

議会事務

書記長 志柿 隆久
書記次長 田中 一将

事務局

山口 敬次 事務局長
佐 潟 進 総務課長
松 下 弘 明 施設管理課長
西 野 竜 一 総務課庶務係長（兼務）
山 村 祐一郎 総務課施設整備係長
池 田 強 総務課介護認定審査係長
桐 原 祐 吉 施設管理課環境センター管理係長
西 田 清 一 施設管理課リサイクルセンター管理係長
中 川 淳 一 施設管理課衛生センター管理係長

付議した事件

認定第1号 平成28年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について
議案第6号 平成29年度北薩広域行政事務組合補正予算（第3号）

午前10時00分 開 会

《開 会》

(仮屋園一徳議長)

おはようございます。ただいまの出席議員10名であり、定足数に達しております。これより、平成29年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会を開会いたします。

《開 議》

(仮屋園一徳議長)

これより、本日の会議を開きます。

《会議録署名議員の指名》

(仮屋園一徳議長)

日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、8番中嶋敏子議員、9番牟田学議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(仮屋園一徳議長)

諸般の報告を行います。理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しておきました。これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(仮屋園一徳議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(鮎川浩一議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

2番、鮎川浩一議員。

(議会運営委員長【鮎川浩一議員】)

おはようございます。本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。12月26日から1月14日までは、休会とします。1月15日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問を行います。1月16日は、休会とします。1月17日は、本会議第3日の会議を開き、一般質問を行います。なお、第3日の会議については、質問者の人数によっては、開会しないこととします。以上が、会期日程等の概要でございます。なお、一般質問の通告期限は、1月9日正午までとなります。質問をされる方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。以上のことから、本定例会の会期は、本日から1月17日までの24日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。議案の上程は、日程第3、第4は個別に上程いたします。日程第3の平成28年度決算の認定議案は、委員長報告の後、採決を行います。日程第4の補正予算議案については、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、即決の取扱いとします。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(仮屋園一徳議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」)の声あり。

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から1月17日までの24日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(仮屋園一徳議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(仮屋園一徳議長)

これより、議事日程により議事を進めます。

《日程第3 認定第1号》

(仮屋園一徳議長)

日程第3、認定第1号、平成28年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。ここで、総務委員長の審査報告を求めます。

(総務委員長【大田重男議員】)

当委員会に付託されました認定第1号、平成28年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について、ご報告いたします。10月30日、全委員出席のもと、所管課に出席を求め審査した結果、本案は賛成多数で認定すべきものと決しました。以下、審査の過程で出ました主な質疑、意見等についてご報告申し上げます。

初めに、総務課長の説明を受け、委員より「新焼却処理施設整備事業費の敷地造成工事資材単価特別調査業務委託について、造成に関しては、公共単価が出ているはずであるが、これはどういう調査のことか。」との問いに、「1工事について、500万円以上の場合、もしくは、1資材の材料単価が50万円以上の場合、特別調査対象として、調査をなさいと

公共単価の方に謳われており、それに則ってやっている。」との答弁であった。

次に、施設管理課長の説明を受け、委員より「最終処分地の残余埋立量のことで、2年間延長ということだったのだが、量的にはどれくらいになるのか。」との問いに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、10%未満の軽微変更が認められており、当初の容量56,300立方メートルの10%、約5,600立方メートルの埋立量が可能になると考えている。」との答弁であった。別の委員より「環境モニタリングや、ダイオキシン、ばいじんの調査などの調査業務の調査結果で、何か問題はなかったか。」との問いに「調査関係については、法令に基づくもの、法令以外のもを行っているが、法令に関するもの、基準値があるものについては、全てクリアしている。」との答弁であった。委員より「環境センター維持補修費の焼却処理施設の補修は、1億1,500万円くらいで、クボタが受けているが、これは基本的には入札をかけたのか。」との問いに、「指名願いを提出している業者を指名委員会にかけて、3業者であったが、その内の2業者が辞退ということになり、施工を行ったクボタ環境サービス1者ということになっている。」との答弁であった。委員より「ごみ搬入実績が、広域としては27年度よりは減ったとあるが、24年度からの変化を見ていくと、一番減っているのは阿久根市で、1,000トンくらい減らしていて、出水市は逆に増やしている。長島町は若干だが、減らしている。新しい新焼却炉は、平成33年度の稼働時点で2万1,001トンを見越した規模になっていて、今後、平成28年度実績からすると、3,500トンくらい減らさないといけないが、このままでいくと、そういう規模の搬入実績にできるのか、ちゃんと減量できる見込があるのか、非常に心配している。その点どうなのか。」との問いに、「ごみ搬入量については、2市1町の合計では、27年度と比較したら0.7%、168トン減少しているが、出水市の事業系が増加している状況である。事業系ごみの増加の要因は、出水市の許可業者の搬入と事業所の直接搬入が増えているようであり、我々としても、許可業者等の搬入状況を把握しながら、また、前年度との比較をしながら、構成市町の担当課にも毎月報告している状況である。新施設の完成時のごみの処理量は、構成市町の衛生担当課から出された数字を基にしており、組合と構成市町と連携しながら、ごみ減量化に今後も継続しながら取り組みを続けていかなければいけないと考えている。」との答弁であった。委員より「29年4月から、搬入手数料を上げたが、県内では、安い手数料であると思う。平成28年度は1,500円だったわけで、他から持ち込まれている可能性がある。監視体制を強化しないと、事業所ごみは、なかなか減らないのではないかと思う。そこらの見解はどうなのか。」との問いに「センターに搬入されたごみについては、それぞれの車両ごとの数量も出して、それを構成市町にも連絡をしている。その中で、出水市でも、許可業者に対して、どこのごみを持って来ているのかというような調査も行っているようなことを聞いており、その辺も含めて、組合ももちろんですが、構成市町と今後も連携して、減量化には努めていきたいと思っている。」との答弁であった。別の委員より「ごみ搬入実績について、熊本地震で被害にあったものは、厚生労働省に聞いたら、産業廃棄物ではなく一般廃棄物だという規定があるということですが、出水市のある業者が熊本県の11市町村から一般廃棄物として引き受けているということを聞き及んでいる。そこで、一般廃棄物として、この実績あるいは現状としては、環境センターに持ち込まれているのか、持ち込まれていないのか、その辺の実情を知りたい。」との問いに「確かに災害ごみは、一般廃棄物ということになる。しかしながら、2市1町の組合であるので、圏域外のごみは、受け入れていない。当然、1

回1回確認もしているのので、そこは持ち込まれていないと考えている。」との答弁であった。別の委員より「古紙類は、上半期と下半期で約2.3トンくらい違うが、出水の業者が各地区に集積箱を置いていて、法律上は問題ないとのことであるが、その影響があるのか。」との問いに「以前の総務委員会でも話しがあったかと思うが、その影響が十分出ている。今年度もだいぶ少なくなってきた状況であり、27年度から28年度にかけて60トンほど減少している。」との答弁であった。

次に、質疑、意見を終結し、討論に入り、委員より「平成28年度決算に意見を付して反対したいと思う。ひとつは、施設規模に影響を与えるということで、平成24年度から広域と2市1町の構成自治体が一緒にごみ減量大作戦を始めたが、阿久根市は、平成26年10月から生ごみの分別収集を始めており、28年度までの実績で約1,000トン、15%減量している。出水市は、減量作戦をしながら、逆に101.7%、277トン増えている。長島は93.75%で、149トンくらい減らしている。その中身を見ると、ごみ量の中でも7割くらいを占めている出水市がこういう状況では、平成33年度供用開始の際の2万831トンまでには、3,512トン減らさないといけないわけであるが、このままで行けば達成はむずかしく、施設規模としては、若干余裕はあるとは思いますが、大丈夫なのかということで懸念している。このままでは、問題を残しているのではないかと思う決算である。そして、昨年度、出水地区ごみ減量推進協議会も1回も開かれていないし、出水市は、事業所が多いということもあるが、事業所ごみが増えてきている。県内全域から施設使用料が安いために、持ち込まれている可能性を消せないのではないのかなということ指摘したいと思う。また、入札が中止になったことから、供用開始が遅れ、トン数も90トンが88トンになったが、稼働日数を引き上げたり、災害ごみ分を減らしたり、ごみ減量をすることで、この施設規模を縮小できたはずなのに、そういうことを、理事会などでは熱心に協議をされているというものも見えていない。このまま行くと市民負担が非常に大きくなったままで、事業が推移していくということが実態なので、そういう問題を指摘し、施設使用料については、まだまだ見直しを図るべきだという意見を付して反対したい。」との討論であった。

別の委員より「平成28年度事業の中で、新焼却処分場における入札について説明があったが、業者の辞退ということで見直ししなければならないということが生じた。これが、課題であったと思うが、その他の事業については、健全に執行されているということで賛成します。」との討論であった。討論を終結し、採決に入り、本案は賛成多数で認定すべものとした。以上で、報告を終わりますが、詳細な委員会記録の原本は事務局に保管してありますのでご覧いただきたいと思います。

(仮屋園一徳議長)

これより、総務委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」)の声あり。

(仮屋園一徳議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。討論を許します。

(中嶋敏子議員)

おはようございます。私はただいま提案をされております平成28年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定に問題点を指摘して、反対いたします。平成28年度決算から見えてくる新焼却処分場整備を前提としたごみ減量の取り組みとして見てみますと、焼却場整備に向けて平成24年度、2市1町と北薩広域行政事務組合が一体となって、ごみ減量大作戦を開始しております。これは大型焼却場を造る前に、まず、ごみ減量を優先して身の丈に合った施設整備をという当時建設候補地とされた野田町餅井地区の住民の皆さんの声を受けて開始されたと記憶しております。ごみ減量大作戦の4つの目的、地球温暖化の防止、ごみ処理費用の削減、埋立処分場の延命化、新焼却施設の規模・経費の縮小、まあ、これはどれもまさに時宜を得たものでありました。4年たった平成28年度末を平成24年度と比較をしてみますと、阿久根市は6,648.94トンが5,644トンへ、1,004.94トンの減少。出水市は16,184.86トンが16,462トンへ、277.14トンむしろ増えております。長島町は2,386.12トンが2,237トンへ、149.12トンの減少であります。合わせますと25,219.92トンが24,343トンへ、876.92トンの結果としては全体として減量になってはおります。新ごみ焼却施設整備事業に関しては、見積上限額65億円では採算が取れないとして、今年2月16日入札参加者が辞退をし、今年度6月に入札中止になっていた新ごみ処理施設の変更後の基本計画概要、概算事業費等が示され、概算事業費が、65億円が82億円に17億円もアップになることが明らかになりました。処理対象物量が、供用開始が平成32年度から平成33年度に変更されたことによって、施設規模90トンが88トン、2トン減になり、処理対象量が平成32年度21,509トンが平成33年度変更後21,001トンとされ、処理対象物から見た施設規模で1日処理量78トン、災害廃棄物処理分として1日10トン、合わせて1日88トン、年間稼働280日ということが示されました。これに対して私は施設整備の稼働日数を例えば30日増やすことで約8トン落とせる。災害ごみは現在リサイクルが優先なので1日10トンという施設規模は課題ではないか。ごみ減量の取り組み、持ち込み使用料の早急な再見直し等提案しながら、この間、理事会等でどのような議論があったのかただしましたが、納得できる答弁はありませんでした。平成28年度決算結果から見えてくるのは、平成33年度可燃ごみ処理量20,831トン達成のためには、今後3,512トンのごみ減量が必要であります。このままでは、この達成はおぼつかないことは明瞭ではないでしょうか。ごみ減量大作戦が当初の趣旨、目的を踏まえた真剣な共同の取り組みになっていないということは、大きな問題だと思います。それは28年度についても、出水地区減量推進協議会が1回も開かれておりません。幹事役は出水市でしたけれども、出水市ごみ減量推進協議会も年間4回の計画だったものが、年度末に1回しか開かれておりません。人口、ごみ量共に6割超、7割近くを占める出水市の責任は重大だと考えます。施設使用料は、平成29年4月から3,000円に引き上げられましたが、平成28年度はトン当たり1,500円、県内一番の超安値であります。このことは、県内どこからもごみが持ち込まれた可能性が否定できない。見直しの遅れを指摘せざるを得ないと考えております。資材と人件費の高騰を理由とした17億円もの施設整備費のアップは、その根拠を明らかにすることも必要だと考えますが、何よりもこの間ごみ減量の取り組みが当初の目的に沿って取り組まれていたら、これだけの整備費アップによる住民負担増は回避できたはずだと考えております。平成28年度も、そのことが真剣に取り組まれたとは言えないことから、本決算認定に反対するものです。

(仮屋園一徳議長)

ほかにありませんか。

(「なし」) の声あり。

(仮屋園一徳議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これから、認定第1号、平成28年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

(仮屋園一徳議長)

起立多数です。よって本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

《日程第4 議案第6号》

(仮屋園一徳議長)

日程第4、議案第6号、平成29年度北薩広域行政事務組合補正予算(第3号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。

(渋谷俊彦理事長)

ただいま上程されました平成29年度北薩広域行政事務組合補正予算第3号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。御案内のとおり、平成29年8月8日に人事院が、一般職の国家公務員の給与改定等について国会及び内閣に対し人事院勧告を行いました。本組合職員の給与につきましては、北薩広域行政事務組合職員の給与に関する条例第3条にて、出水市職員の給与に関する条例を準用することが規定されており、出水市議会にて出水市の給与条例の一部改正の条例が、平成29年12月22日に可決されておりますことから、改正内容に基づき、不足する給料と手当等について、補正しようとするものでございます。また、電気料金やA重油等の購入価格が高騰していることによる調整や組合に在籍経験のある退職予定者の退職手当負担金の確定に伴う調整につきましても、補正しようとするものでございます。歳入では、この調整に伴う構成市町の負担金の調整や使用料の増額見込みによる調整のほか地方交付税の交付金額の確定に伴う調整であり、歳入歳出それぞれ682万1,000円を追加し、これにより予算規模は15億8,715万8,000円となるものでございます。

それでは、まず、歳出予算から御説明いたします。15ページをお開きください。第2款総務費1項1目一般管理費の補正額69万円は、人事院勧告に基づく給与費の調整51万2,000円と組合に在籍経験のある退職予定者の退職手当負担金の不足額17万8,000円の合計額であります。第3款民生費1項1目介護保険業務費の補正額32万3,000円も、

第2款総務費の職員給与費と同様に人事院勧告に基づく給与費の調整であります。第4款衛生費1項1目じんかい処理費の補正額526万4,000円は、電気料金とA重油の購入価格が高騰してきており、その不足見込額510万円と人事院勧告に基づく給与費の調整の合計額であります。2目リサイクル処理費の補正額66万円は、次のページの説明欄にあるとおり、受電設備のコンデンサーが落雷により被害を受け、補修を行いました。予定している他の設備補修に係る不足見込額50万円と人事院勧告に基づく給与費の調整の合計額であります。3目し尿処理費の補正額11万6,000円の減額は、環境センターと同様に、電気料金とA重油の購入価格が高騰してきており、その不足見込額348万円と各種修繕等の執行残額370万円を減額するもののほか、人事院勧告に基づく給与費の調整の合計額であります。以上が、歳出の概要でございます。次に11ページに戻りますが、歳出に対する歳入といたしまして、第2款使用料及び手数料1項1目衛生使用料の第1節保健衛生使用料の補正額493万円は、環境センターとリサイクルセンターの使用料改定に伴い、増収見込み分を計上したものであります。次に、第2節行政財産目的外使用料の補正額95万3,000円は、旧衛生センター跡地において、高速道路建設に伴う土壌改良作業のために使用することで、その使用料を計上したものであります。次に、第7款諸収入2項1目雑入の補正額405万円は、リサイクルセンターにおける鉄とアルミの売却増額分と落雷により補修した受電設備に対する損害保険料の収入、及び古紙類の売却見込みの減額分の合計額であります。次に、第1款分担金及び負担金1項1目負担金の第1節市町負担金の補正額311万2,000円の減額は、地方交付税が確定したことによる減額分7万1,000円と歳出に対する構成市町負担金を、それぞれ減額するものであります。これにより、阿久根市が90万9,000円、出水市が172万8,000円、長島町が40万4,000円、それぞれ減額となります。以上が、本補正予算の概要でございます。よろしく御審議のうえ、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(仮屋園一徳議長)

これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(宮田幸一議員)

14ページ、15ページところで2カ所、ちょっと教えてください。15ページの上の方のですね。派遣職員退職手当追加負担金とあるんですが、確か私の記憶が正しければ、この退職金あたりはですね、鹿児島県の自治会館の中にあります総合事務組合ですべてを処理されているというふうに認識しております。そして、なおかつ、この組合長は渋谷理事長だということも知っておりますので、しつこい質問はやめますけれども、ただ私が気になるのは、ここは私が直々行って、そこのトップともいろいろ話をしてきましたので、中身については多少知っているんですが、これは清算方式を取っていますよね。要するに決算時期を迎えたときに不足分は追加徴収する。余った分は返さないで、そして次年度の請求分からその分を引くというような清算方式を取っております。ですから、決算も終わっていないこの時期に、この金額、17万8,000円ですけれども、わずかですけれども、ここで計上すべき案件かなあというのが、ちょっと私わかりませんので、ここについて教えていただきたいのと、もう1点はその同じページの下の方の詳しくは14ページを見ればわかるんですが、

14ページのところのですね、じんかい処理費、これは環境センターの分ですけれども、使用料及び手数料が460万入っているにもかかわらず足りないということで、一般財源から66万4,000円出していらっしゃる。で、すぐ下の欄のリサイクル処理のところになると、じんかい処理費よりも使用料及び手数料のほかには不用品売払い収入等があることを合わせて438万ある。要するにじんかい処理費用よりも少ない、お金が入っていないながら逆に言えば、一般財源を圧迫しないようにマイナスで、すなわち調整をされていると。これを見たときに、特に中嶋議員がよくおっしゃるんですが、構成市町以外から入ってくるごみのあれが安すぎるのではないかという指摘が、よくよく見ると本当は使用料や手数料がこれだけありながら、なおかつ一般財源から取り崩して、ここに補填しなければいけないことを考えれば、安すぎるという指摘を、当然財政課とヒアリングをされたと思いますから、出水市の財政課は何の指摘もされなかったのかというのと、もう一つは予算編成権である理事会では、この部分としては議論されなかったのか。されたのであれば、どのような議論がされたのかをお尋ねいたします。

(渋谷俊彦理事長)

宮田議員から御指摘のありました案件につきましては、理事会では特に議論をしておりません。

(山口事務局長)

今、理事長が申し上げました、その使用料の安すぎる、そこら辺りの議論はということでありましたけれども、先ほど理事長がおっしゃったように、その協議はされておられません。

それから、最初の質問の派遣職員の退手組合の追加の負担金についてでございます。これにつきましては、今まで組合に在籍した職員の定年退職を迎える職員に対する追加の負担金でございます。例年3月に構成市町から請求等あります関係で、毎年この時期に清算見込額を報告をいただき、予算計上している状況でございます。

もう一つ、使用料等の調整等に財政課の協議という御質問だったと思います。これについて、そういう大きな指摘はなかったところです。

(宮田幸一議員)

この総合事務組合の仕組みを御存知ですかね。理事長は組合長なんですけど、これ決算に伴って清算方式をとっているんですよ。ということはこの時期ではないんですよ。要はですね、ここで出すとすればですね、組合長だから御存知だと、総合事務組合がこの分は不足分がありますよというんですね、構成市町、ここでいえば出水市、阿久根市、長島町さんに総合事務所から不足していますので、くださいという請求がなされるわけです。そうすると今度はその請求が来た場合に出水市、阿久根市、長島町は広域事務組合に不足分を、例えば旧出水市から、旧出水市ではなかった。出水市から派遣された職員さんの退職金の不足分をください。阿久根からこっちに出向していらっしゃれば阿久根市の出向した職員さんの退職金の不足分をくださいという制式になっているんです。で、私も財政課に聞いたら、出水市の方だけしか聞いていませんけれども、出水市の方としてはこれはまだ請求していないと言っているんですよ。だから、そういう時期にこういう財政処理することが、地方財政法からい

って適切ですかという質問をしているわけです。それからもう一つ、予算編成権は、この場合は単独市だったら、それぞれいま理事者はそこに座ってらっしゃいますけど、阿久根市だった西平市長さんに予算編成権はあります。長島町だったら川添町長さんに予算編成権はあるわけです。この場合は定款を見ると、予算編成権は理事会となっていますから、管理者も理事会ですから。本当は理事会でもんでですね、そうするといつも質問を受けられて、ここは安すぎるという指摘を受けたんだったら、やはりこの辺はその辺の指摘を受けてどうこうという議論があってもしかるべきかなと思うんですけど、理事会ではそれを全くされなかったということは、ただ下から上がった予算を、そのまま財政課に通してしまったというふうに理解してよろしいのかどうか、この2点について伺います。

(渋谷俊彦理事長)

総合事務組合のことについて、お触れでございましたが、私はすでに管理者は退任しておりますので、御理解いただきたいと思います。

ごみの搬出量でございますが、持ち込みに対しての料金ですね。これは当議会からも御指摘がございまして、一度改正をして、まだ間もないことから、当分その状況を見ていこうという状況でございまして、改定をしてまだ間がないということから先般の理事会では議論しなかったということでございますので、その以前につきましては、ごみの持ち込み料について、どの程度の価格等が妥当かどうかということについては、事前の理事会等では議論をした経緯がございますので、御理解いただきたいと思います。

(山口事務局長)

宮田議員の派遣職員の退手組合の追加負担金の件でございます。これにつきましては、先ほども若干述べましたけども、例年、今の時期に退職者の負担金については、清算見込を報告いただき、今の時期に計上して3月に構成市町から請求があるところですので、計上しているところです。今言われましたそれらについては、また財政課とも協議が必要かと思いません。

(吉元勇議員)

先ほどの説明で、環境センターそれから衛生センター、電気等の高騰によると聞こえたんですが、高騰ということは基本料金が上がったから自然的に電気料金が上がるというふうな意味合いだと思いますが、そういうことなのか、電気使用量が増えたから電気料金が増えたというのであれば、基本料金は変わらずに使用料金のことだと思うんですがちょっとその辺の説明をいただきたいのと、この増えた分については、重油関係の高騰が主なものを占めるのか、それとも電気料金関係なのか、その点2点お伺いします。

(松下施設管理課長)

吉元議員の御質問にお答えいたします。電気料金につきましてはですね、御存知だと思いますけど、基本料金と使用量料金、あと燃料調整費、再エネ賦課金と消費税ということで内訳はなっております。その中で、燃料調整費と再エネ賦課金はですね、率の変動制になっております。燃料調整費は原油価格等によりまして変動いたします。また、再エネ賦課金は年

ごとに変動し、ここ数年上昇している状況でございます。今年度、当初予算のこれまでの実績を基に試算いたしましたけれども、燃料調整費と再エネ賦課金ですね、これの上昇が一番大きな要因になっております。

もう一点ですが、施設管理費の関係で、環境センターにおきましては電気料の方が大きなウェートを占めています。約380万円が電気料で、A重油が130万円。衛生センターにつきましては、電気料については98万円、A重油が250万円というような状況でございます。

(仮屋園一徳議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」)の声あり。

(仮屋園一徳議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」)の声あり。

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。討論を許します。

(「なし」)の声あり。

(仮屋園一徳議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。これから、議案第6号、平成29年度北薩広域行政事務組合補正予算(第3号)を採決します。本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」)の声あり。

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

《散 会》

(仮屋園一徳議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会いたします。第2日の会議は、1月15日に開きます。お疲れさまでした。

午前10時43分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

平成29年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会会議録第2号

平成30年1月15日（月曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 9名

1 番	仮屋園 一 徳 議員
2 番	鮎 川 浩 一 議員
4 番	大 田 重 男 議員
5 番	吉 元 勇 議員
6 番	小 田 勝 志 議員
7 番	鶴 田 均 議員
8 番	中 嶋 敏 子 議員
9 番	牟 田 学 議員
10 番	宮 田 幸 一 議員

欠席議員 1名

3 番	邑 山 初 徳 議員
-----	------------

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 洪 谷 俊 彦

副理事長代理 春 原 善 幸

理事代理 石 塚 政 廣

議会事務

書記長 志 柿 隆 久

事務局

山 口 敬 次	事務局長
佐 潟 進	総務課長
松 下 弘 明	施設管理課長
西 野 竜 一	総務課庶務係長（兼務）
山 村 祐一郎	総務課施設整備係長
池 田 強	総務課介護認定審査係長
桐 原 祐 吉	施設管理課環境センター管理係長
西 田 清 一	施設管理課リサイクルセンター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課衛生センター管理係長
竹 林 純 哉	総務課介護認定審査係主査

付議した事件

一般質問

閉会中の継続審査について

陳情第1号 環境センターの平成30年3月末移転不履行に伴う稼働
期間延長に対する陳情書

午前10時00分 開 会

《開 議》

(仮屋園一徳議長)

おはようございます。ただいまの出席議員9名であり、定足数に達しております。これより、平成29年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会第2日の会議を開きます。

《欠席届出議員の報告》

(仮屋園一徳議長)

3番邑山初徳議員から、本日の会議に欠席する旨の届出が出ております。

《議事日程の報告》

(仮屋園一徳議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり決めました。

《議 事》

(仮屋園一徳議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第1 一般質問》

(仮屋園一徳議長)

日程第1、一般質問を議題とします。本定例会の質問通告者は2名です。これより、一般質問に入りますが、質問者の発言、並びに当局の答弁はできる限り、重複を避け、簡明・的確に、また、通告外の質問や品位の保持等については、遵守されるよう望みます。なお、再質問から一問一答方式とし、各議員の質問時間は40分以内とします。通告に従い、7番鶴田均議員の質問を許します。

(鶴田均議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

7番、鶴田均議員。

(鶴田均議員)

皆さん、おはようございます。それでは、よろしく申し上げます。

まず、通告に基づき理事長に質問いたします。現在、出水市では、市町村合併に基づき本庁方式として新庁舎が完成しました。そして、高尾野支所や野田支所についても、新たに位置や規模が検討されました。これは、北薩広域行政事務組合が入っている野田支所が、解体、移転となることから、これに伴い、北薩広域行政事務組合の移転も必要となります。新野田支所は、平成32年頃までに完成することになってはいますが、計画の支所庁舎は複合施設としての機能はあるが、広域行政事務組合のスペースは含まれていませんので、どこかに設置

しなければなりません。御承知のとおり、広域行政事務組合は、2市1町で運営しています。これは、直接、市民の生活に影響するじんかい処理やリサイクル、し尿処理、介護認定など保険業務などの重要な役割を担っていることから、役所庁舎と同じような考え方にに基づき、職場環境を十分配慮して、計画されるべきだと思います。そして現在地が、広域行政事務組合の位置となっていることから、現地に新設されることが、地域として望まれています。少しでも地域を疲弊させないように配慮されることも必要であり、特に現在地は、野田町下名駅前通りとして街の中心地であり、広域行政事務組合は少なくとも残してもらいたいという意見があります。また、地方分権として国・県から権限委譲の市町の事務処理があり、2市1町で取り組んだ方が良い議案もまだ出てくるものと考えます。また、先般、南さつま市に埼玉大学がキャンパスを設置されましたが、本地域も大学設置など希望があることから、これらの調査室を設置するなどできないかや、今後、少子高齢化対策、県域環境対策としても連携した方がふさわしいものがあるかもしれません。また、北薩広域行政事務組合は、環境対策業務であることから、その名にふさわしい環境を考えた施設を望みますが、理事長はどのような場所を検討され、また、どのような組合事務所を設置したいのかお伺いいたします。以上で、壇上からの質問を終わります。

(渋谷俊彦理事長)

おはようございます。鶴田均議員の御質問にお答えいたします。

北薩広域行政事務組合の事務所について、どの辺をどう考えているのかということでの御質問の趣旨かと存じております。御案内のとおり、北薩広域行政事務組合事務所は、出水市役所野田支所庁舎の2階にあるわけですが、庁舎の解体移転等に伴いまして、今後、北薩広域行政事務組合事務所をどのように計画していくつもりかという趣旨での御質問であらうかと思っております。出水市の公共施設につきましては、公共施設の適正配置と有効活用につきまして、出水市公共施設適正配置計画検討委員会が平成26年度に設置されております。野田支所の整備に関しましても、野田支所庁舎建設に係る検討委員会が併せて設置され、今日に至っております。組合では、検討委員会の設置を受けまして、平成26年度の理事会におきまして、新焼却場整備に併せて組合事務所を整備するのかどうか、それとも別の施設へ移転するのか等を審議をいたしたところでございます。しかしながら、その時点におきましては、野田支所庁舎に係る整備内容について、具体的な方向性が出ていなかったために、改めて検討することとなったところでございます。その後、平成28年、一昨年8月に野田支所庁舎建設に係る検討委員会から、野田支所庁舎の整備に関する提言書が取りまとめられ、組合事務所につきましては、意見要望の中で「北薩広域行政事務組合についても、同時並行的に議論して欲しい。また、新支所庁舎においても北薩広域行政事務組合の事務所を支所内に設置して欲しい。」との意見が付されたところでございます。その後、出水市におきましては、この提言を受けまして、野田支所庁舎建設基本構想(案)を策定することとなりました。組合に対しましても、出水市より、具体的な意見が求められて来ましたので、検討を行ったところでございます。検討内容としましては、まずはじめに、野田支所周辺の公共施設の活用について検討を行いましたけれども、適切な公共施設等がまず見つかりませんでした。次に、リサイクルセンター内の敷地に隣接、もしくは増設することについて検討をいたしましたが、これらの方法は、構成市町に新たな財政的な負担が出てくるのが問題点

として出てきたところでございます。次に、新たな野田支所庁舎内に組合事務所を設置する案を出水市の関係課と協議をいたしましたけれども、庁舎整備に関する費用の面でむずかしいと判断したところでございます。次に、新たなごみ焼却処理施設の管理棟に組合事務所を設置する案を検討したところ、光熱水費等のランニングコストの減が図られることや、ごみ処理施設と最終処分場浸出水処理施設を、常時、維持管理しなければならない点などから、新たなごみ処理施設内に組合事務所を設置する案が適切であると判断をしたところでございます。これらの検討を踏まえまして、幹事会と理事会で審議をいたしました結果、新たなごみ処理施設内に組合事務所を設けることとしたところでございます。新たなごみ処理施設につきましては、御案内のとおり、平成29年、昨年10月3日に入札公告を行い、現在、入札手続き中であり、平成30年、今年3月8日の入札が終了後、契約議案を議会にて御審議していただく予定でございます。組合議会にて契約議案が議決いただきましたら、組合事務所につきましては、その時点で設置場所が確定することとなります。その後、組合規約に規定されております組合事務所の位置の変更の手続きを行いまして、事務所の移転を行っていくものでございますので、よろしく御理解をお願いを申し上げたいと思っております。

(鶴田均議員)

大体、今、理事長が言われたとおりの考え方とは認識しておりますが、やはりですね、出水の本庁舎にせよ、支所にせよ、高尾野も一緒なんですけど、あるいはまた、阿久根の文化会館にせよ、地域の意見を十分汲んでされたというふうに思いますが、この件については、地域は、はっきり言って今までここにありましたので、できるだけここにしたいという意見がありますが、やはりそういったことを、再度検討するというか、あるいは、地域の皆さんの意見をまた考えてみるということは、今のところは考えていないのか伺います。

(渋谷俊彦理事長)

鶴田均議員のご意見はごもっともとして考えておりまして、私どもとしても当初、先ほどの答弁の中でもお答えいたしましたように、この周辺にですね、そういった場所がないかということについて検討させていただきましたけれども、先ほどの答弁の内容でもご案内のとおり、公共的な施設というものがですね、この周辺に現存しないこと等もありまして、この周辺での広域行政事務組合の事務所設置、非常に困難なものがあるという判断を下したところでございます。鶴田均議員の考え方は、私どもも当初、当然そういう考え方をもってですね、まず現在地周辺でそういったことができないかということについては、第一義的に検討させていただいたところでございます。

(鶴田均議員)

今言われましたとおり、この周辺はなかなか該当するところがないとかいう意見でございますが、もっと検討する余地も場合によってはあるかもしれません。それらも色々また考えてもらいたいと思っております。今言われましたとおり、新しくできる施設につきましても、そのあたりを光熱費とかいろいろ考えていかれるとは思いますが、私は、この事務所というのは、そういう施設ができる、じゃあこのスペースがあるから、ひよっと入れるということではなくて、やはり作るとしたら、それに環境配慮したる事務所としての見える形の活き

るような事務所というのだったら、せっかく環境を大事にする施設ですので、そこまで考えてですね、事務所設置を願いたいと思いますが、その点についてはどうでしょう。

(渋谷俊彦理事長)

先程来申し上げておりますように、私どもといたしましても、事務局をはじめとして、この周辺でということが、まず、当然のことながら考えたわけですが、そのことにつきましては、適当な場所がないという結論に至りました。今度は、新しくできる支所の中ということになりますと、北薩広域行政事務組合として別の館と言いますか、建物をその支所内に増設してもらわないといけないということにつきまして、やはり経費その他を含んでですね、その辺のところも、各市町の負担等について新たに生じるということもありまして、これも適切ではないのではないかとということで、結果的に、先ほど申しましたように、今回できる新焼却場施設の中にですね、事務所を設置することが、効率性、あるいはまた財政的な負担等も含め、また常時施設の管理等が必要となりますことから、やっぱり施設内にあることの方がですね、運営上も支障なく運営ができるのではないかと、様々な視点から考えまして、このような結論に至った次第でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(鶴田均議員)

今の考え方の中で、やはり新焼却施設の中に造りたいという希望、そこを考えておられるということですが、それはそうとして、私も多分そうかなと、特に電気等も利用できますしね。そういった面は非常に効果的になるかもしれません。ですから、それはわかっていますが、せっかくこういう事務所をそこに造られるとしても、やはり、そこで働く人たちの環境整備を考えた上の施設を、できれば造ってもらいたいと思っております。良くここでもわかりますとおり、出水市の2階が空いたから2階に沿って造るとか、そういう簡略的と言ったらおかしいですけども、そういうことではなくて、環境を考えた、納得できる、そこで働く人がやはり働きやすいというような環境整備したる形で造って欲しいと思いますが、その点についてどうでしょう。

(渋谷俊彦理事長)

私どもとしても、各理事者ですね、事務局含めまして、段階的にいろんな所を検討してまいりました。まずは現所在地周辺でできないかと、これは鶴田均議員も同じ考えでございます、それはまず私どもも当然のことながら考えた結果でございます。あと、先ほど申しましたように、施設につきましては、常時、管理体制等が必要になって参ります。したがって、新焼却場施設内に事務所を構えることが、日常的な管理という点におきましても、より適切に運営ができるんじゃないかということ等もありまして、このような結論に至った次第でございます。ですから私どもとしては、そのことについて、十分、議会としても御理解いただきたいというふうに考えておりますが、鶴田均議員からですね、改めてその辺の再検討する考えはないかというご質問でございますが、これまでの経緯等を踏まえてですね、再検討いたしましてもなかなか今の結論を変えるということについては、非常にむずかしいものがあるのではないかとこのように考えております。質問の趣旨、それから御意見されるお立

場は良く理解いたしておりますが、ご理解いただければと思います。

(仮屋園一徳議長)

次に、8番、中嶋敏子議員の質問を許します。

(中嶋敏子議員)

議長。

(仮屋園一徳議長)

8番、中嶋敏子議員。

(中嶋敏子議員)

皆さん、おはようございます。本日、2人目の質問者になりました。暫くの間、お付き合いのほどよろしく願います。それでは通告に従って質問いたします。

まず一つ目は、ごみ処理施設工事の見積上限額65億円が82億円に、わずか1年2カ月の間に17億円も跳ね上がった算定根拠について、65億円、82億円、それぞれ示していただきたいと思います。

次に、平成28年8月2日公告と平成29年10月3日公告の入札参加者の参加資格要件の変更事項と、その理由。その結果予想される入札参加者への影響、とりわけ1回目参加した新日鉄住金エンジニアリングへの影響についてお伺いいたします。

3つ目は、平成24年11月1日施行の出水地区ごみ減量推進協議会設置要綱の目的に照らし、平成33年度施設供用開始時処理目標に対する現在のごみ量の到達をどう見るか。それぞれの理事の認識を示していただきたいと思います。併せて新施設の処理能力や、現最終処分場への影響、今後の取り組みについて、これもそれぞれお答えください。

最後に事業所ごみですけれども、その減量と抱き合わせてと言いますか、セットで搬入手数料の大幅な引き上げ。少なくとも、近隣との関係で、それに見合うような金額まで引き上げるべきではないかと。新焼却場供用開始時に検討するという答弁を、これまでもらっておりますけれども、それを待つまでもなく、早急な取り組みが必要だと、このごみ減量の実績から考えたときに、私は考えますけれども、理事の皆さんの見解をお聞かせください。これで登壇しての1回目の質問終わります。

(渋谷俊彦理事長)

中嶋敏子議員の御質問にお答えいたします。まず、ごみ処理施設建設工事の見積上限額65億円が82億円に、1年2カ月で17億円も跳ね上がった算定根拠を示せということにつきましての御質問にお答えいたします。御案内のとおり、昨年度のごみ処理施設建設工事は、平成28年8月2日に入札公告を行いまして、そのことに対しまして1者から応募があったところでございます。しかしながら、入札参加者から平成29年2月16日に入札辞退届が提出をされました。したがって、平成29年3月16日に予定をいたしておりました入札を中止ということに至りましたことは、中嶋敏子議員も御案内のとおりでございます。入札辞退のその理由といたしましては、熊本地震の影響等による工事費の高騰により、見積上

限額内で応札する見通しが立たないとのことでもございました。入札辞退を受けまして、再度、仕様内容、見積上限額等の見直しを行ったところでございます。見積上限額65億円の算定根拠についてでございますが、ごみ処理施設の発注方法は、一般的な図面発注ではなく、性能発注方式を採用しておりますことから、前回のごみ処理施設建設工事の見積上限額は、平成24年度から平成27年度までの他自治体における同規模施設の施工実績により算定を行ったところでございます。見直し後の見積上限額82億円の算定根拠につきましては、直近の平成27年度と平成28年度の他自治体における同規模施設の施工実績を参考に算定を行ったところでございます。

次に、平成28年8月2日付公告と平成29年10月3日付公告の入札参加者の参加資格要件の変更事項とその理由について、御質問がございました。そして、その結果、予想される入札参加者への影響、とりわけ新日鉄住金エンジニアリングへの影響について御質問がございましたので、お答えいたします。ごみ処理施設建設工事につきましては、3月8日の入札に向け、現在、入札手続き中でございますために、詳細な説明は差し控えさせていただきたいと思っておりますが、前回の入札辞退を踏まえまして、ごみ処理施設契約手続運営委員会や指名委員会におきまして、審議を行っていただき、平成29年10月3日に入札公告を行ったところでございます。御質問の入札参加者の参加資格要件の見直しを行った箇所につきましては、まず、はじめに入札参加者の構成員のところでございますが、前は、地元企業を2社と限定をいたしておりましたけれども、今回は、地元企業は2社又は1社での構成も可とすることとしたところでございます。また、納入実績の要件のところでございますが、前は発電設備付一般廃棄物焼却施設を平成18年度以降に竣工した施設の納入の実績があるものとしておりましたものを、今回はボイラー式発電設備付のストーカ式焼却施設の納入実績があるものとしたところでございます。

次に、平成24年11月1日施行の出水地区ごみ減量推進協議会設置要綱の目的に照らし、平成33年度施設供用開始時計画処理目標に対する現在の到達をどうみるか、施設処理能力や最終処分場への影響、今後の取り組みについての御質問にお答えをいたします。出水地区ごみ減量推進協議会の設置要綱は、阿久根市、出水市及び長島町の2市1町における住民、事業所及び行政が一体となった、ごみの減量化や再資源化等について、調査研究及び啓発活動を行うことによりまして、2市1町におけるごみの減量対策の推進に資することを目的としているところでございます。平成33年度の施設供用開始時の可燃ごみの計画処理目標は2,101トンでございますが、平成28年度の可燃ごみの搬入実績といたしまして24,343トンとなっております。新焼却処理施設の処理能力に照らし合わせますと、約3,300トンの可燃ごみの減量化が必要であると考えているところでございます。可燃ごみの搬入状況でございますが、阿久根市の可燃ごみの量は、減少をいたしてきておりますが、出水市と長島町におきましては、増加傾向にあります。構成市町におきましては、それぞれごみ減量の施策を実施しながら、対策を講じている状況でございますが、今後は、より一層のごみ減量化の取り組みが必要であると認識しております。

次に、最終処分場への影響と今後の取り組みについてでございますが、今年度、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書を鹿児島県に提出し、埋立容量を56,300立法メートルから61,929立法メートルに変更したところでございます。この軽微変更の手続きにより、埋立容量がさらに5,629立法メ

一トル埋め立てられることになり、約2年間延命化され、平成31年9月頃に最終埋立量に達すると見込んでいるところでございます。新最終処分場は、平成32年4月に竣工予定となっておりますことから、平成31年10月以降は、埋立量が超過することが予想されているところでございます。よって、さらに、ごみの減量化を図ることができれば、超過分が削減できると考えているところでございます。

次に、業者ごみ減量対策と抱き合わせで、搬入手数料の早急な大幅引き上げをとの御質問でございますけれども、施設の使用料につきましては、御承知のとおり、平成29年第2回定例会で中嶋敏子議員の御質問にお答えしているところでございますが、施設使用料につきましては、平成27年度にごみ処理施設等使用料見直し検討委員会を設置いたしまして、その報告を踏まえて、理事会で方針を決定したところでございます。その後、平成28年第3回定例会において、北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただき、議員の皆様方の御理解をいただきまして、平成29年、昨年の4月1日から実施されているところでございます。内容といたしまして、可燃ごみにつきましては、それまで1トン当たり1,500円でありました使用料が3,000円に見直されたところでございます。御質問の業者ごみ減量対策と抱き合わせで、搬入手数料の早急な大幅引き上げについてでございますが、事業所ごみの減量対策は、家庭ごみの減量対策とあわせまして大変重要であると考えておりますが、ごみ排出者の受益者負担の公平化や周辺自治体とのバランスも重要であると考えております。つきましては、使用料改定の実施は、本年度、29年の4月1日から改正を行って、実施したばかりでございますことや、また、使用料の大幅な引き上げは、住民の皆さん方や事業者の方々への負担感が当然のことながら増しますことなどから、ごみ処理施設等使用料見直し検討委員会では、概ね5年ごとに検証を行い、見直しをしていきたい。また、新焼却処理施設完成時には、使用料の改定を検討するということの報告を受けております。つまり、昨年の4月1日から現在の料金体制に改正をしたばかりでございますので、今しばらくは様子を見ながら対応をしていきたいと、このように結論的には考えているところでございます。また、先ほど答弁いたしましたように、ごみ処理施設等の使用料見直し検討委員会のおきましては、概ね5年ごとに検証、見直しを行い、また、新焼却処理施設完成時には、使用料の改定を検討することの報告をいただいているところでございます。この内容につきましては、理事会においても確認しているところでございます。今後につきましては、事業所ごみを減量化することで、安定した施設運営にも繋がるものと考えているところでございます。

訂正させていただきたいと思っております。先ほど平成33年度の施設供用開始時の可燃ごみの計画処理目標、これは正しくは21,001トンでございますが、先ほど2,101トンと答弁したようでございますので、21,001トンに訂正をさせていただきます。

(春原善幸副理事長代理)

中嶋敏子議員の御質問にお答えします。阿久根市副市長の春原と申します。理事の西平が昨日、インフルエンザを発症しました関係で、代理で出席をさせていただいております。よろしく願いいたします。

お尋ねのありました計画処理目標に対する現在の達成状況をどのように評価しているのか。また、現在の最終処分場へのキャパへの影響、今後の取り組みについての御質問でござい

すけれども、先ほど、理事長が答弁されましたように、2市1町から搬入されております平成28年度の搬入実績、これにつきましては、計画処理目標には到達していない状況でございます。阿久根市におきましては、可燃ごみの減量化を図るために、平成26年度より生ごみ堆肥化事業を住民の方々と飲食店等を中心に御協力いただきまして、実施をしております、一定の成果が出ているところでございます。今後も、引き続き、目標到達のためにごみの減量化を進めていく必要があると考えております。最終処分場におきましても、先ほど理事長から答弁ありましたように、超過分も予想されますことから、減量化を図ることが重要であると考えております。

次に、搬入手数料の引き上げについてでございますが、これにつきましても、理事長から答弁がございましたように、施設の使用料の改定につきましては、昨年、平成29年4月1日から実施されているところでございます。また、検討委員会では、概ね5年ごとに検証するということですか、もうひとつは、新焼却処理施設完成時には、新しい施設に見合った料金体制を検討することとされたと聞いておりますので、これに沿って対応していくものと考えております。

(石塚政廣理事代理)

中嶋敏子議員の御質問にお答えします。長島町副町長の石塚でございます。本日、理事の川添が公務が重なりまして、申し訳ございませんが、代わりに出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

平成24年11月1日施行の出水地区ごみ減量推進協議会設置要綱の目的に照らし、平成33年度施設供用開始時、計画処理目標に対する現在の到達をどうみるか。施設処理能力や最終処分場への影響、今後の取り組みについての御質問でございますが、先ほど、理事長が答弁されましたように、平成33年施設供用開始時の可燃ごみの計画処理目標は、21,001トンであり、2市1町から搬入されている平成28年度の搬入実績は、計画処理目標には到達していない状況でございます。長島町におきましては、目標に達していませんので、目標到達のために、これまで以上にごみ減量の取り組みが必要であると考えております。最終処分場につきましても、現在の最終処分場において、理事長からありましたように、超過分も予想されますことから、減量化を図ることが重要であると考えております。

次に、業者ごみ減量対策と抱き合わせで、搬入手数料の早急な大幅引き上げをについてでございますけれども、このことにつきましても、理事長から答弁がございましたとおりと考えているところでございます。

(中嶋敏子議員)

答弁ありがとうございます。平成28年8月2日公告の見積上限額65億円については、平成24年度から27年度までの同規模の施設を参考にされた。今回については、同規模の直近の施設、平成27年から平成28年とおっしゃったですかね、を参考にされたという答弁でありました。平成28年度時点ですら、直近のデータで同じことを根拠に考えたときですら、提示された65億円という金額は、果たして妥当だったのかなというのは、私は問われるような気がしているわけですが。実は、全国的な焼却炉建設ラッシュの下で、焼却炉施設建設整備費用が急上昇していることは御承知だと思います。月刊誌「都市と廃棄

物2016年ナンバー7」によりますと、2015年度、平成27年度の焼却炉建設費用単価ですね、これ1日処理量1トン当たりに換算すると、約7,700万円で、2010年度、平成22年度の5,040万9,000円から15年度の5年間で53%も高騰しているということが示されております。この価格も果たして適正なものと言えるのかですね、この際とばかり、高値で売ろうとする焼却炉メーカーの意図があるのではないかというふうには推測もされるんですけども、このことからした時ですね、この90トンで65億というのは、非常に安いのではないかなという気がするんですけども、そこらのところをちょっと答弁していただきたいと思えます。

(山口事務局長)

65億の単価、安いのではないかという御質問でございますけれども、先ほど、理事長から答弁ございましたように、算出基礎としましては、平成24年度から27年度における同規模施設の契約単価等を参考に設定をしております。平成24年度でありますと4,400万、それから5,500万、25年度は6,700万、5,800万、26年度で5,700万、6,700万という状況でありました。これらを参考に90トンで65億と算定したところでございます。その当時としては妥当な線ではなかったかというふうに思っております。その後、震災、あるいは全国的な資材費、労務費等の上昇が大きく関係したのかなというふうには考えているところでございます。

(中嶋敏子議員)

ちょっとひとつ確認と言いますか、教えて欲しいのですけれども、平成29年ですね、10月3日の北薩広域行政事務組合公告第9号のですね、見積図書提出の項目のところに、今回はですね、「見積上限額は外構工事等の別途発注工事費も含むものとし、見積額にはごみ処理施設建設工事費に外構工事等の別途発注工事費を加えること。」というふうにされているんですね。前回の時のには、それが載っていないのですよ。だから、この違いは、何なのかですね。そしてこれはどう見ればいいのかと。最初のほうを見ればですね、外構工事等の別途発注工事費も含まれていると。だから、82億の中に含まれているのかなというふうに思っていると、後のほうでは、見積額にはごみ処理施設建設工事費に外構工事等の別途発注工事費を加えなさいとなっていますよね。ここのところ、ちょっと説明してくださいませんか。

(山口事務局長)

82億円の中で外構工事とごみ処理施設建設工事、これについてということでございますが、82億円の中には、外構工事を含んだ予算となっております。その内、外構工事につきましては、見積発注仕様書の中で別途ということで、これにつきましては、外構工事については地元業者の方でできるのではないかということで、そこらあたりを、外構工事等については地元の地域の建設業者等でもできるということで、それについては別にするというところで考えているところです。

(中嶋敏子議員)

この82億の金額の中には含まれているけれども、その、工事の見積と言いますか、それ

は別に出しなさいというふうに見るわけですか。そしてこの、最初の65億の中には、それ書いていないのですけれども、この65億については、どうなのですか。

(山口事務局長)

65億円の最初の公告の時には、65億円の中に外構工事を含んでおりました。

(中嶋敏子議員)

いや、私は何か、ある筋からですね、この外構工事等という中に、まず、どんな工事が含まれるのか。この大体、単価というか、それをどれほどというふうに試算されているのか。もし、わかったら教えてください。

(佐潟総務課長)

中嶋敏子議員の御質問にお答えいたしますけれども、今回のごみ処理施設建設工事につきましては、プラントメーカー、それから地元企業等が入ってのJV組んでいますけれども、その工場棟というか、焼却施設については、それぞれ色々な造り方があります。それに伴って、敷地をどういうふうに、駐車場とか、植栽とか、そういうふうな造り方も、それぞれ違いますので、それぞれ今後、見積図書等いただいていますけれども、そういう中で、どういうふうな工事費が出てくるか、積算されるかですね、それぞれ違うかというふうに思っていますので、今後、入札される際は、そこまで含んだ金額で入札になりますけれども、実際にそういう外構工事につきましては、組合側が別途発注して、地元企業の事業者の方で、施工していただくというふうに考えているところであります。前回の部分につきましては、請負った業者の方が、そういう駐車場であるとか、植栽工事まで全て含んで施工していただくということで、前回は、あえて、ただし書というか、書いていなかったところであります。

(中嶋敏子議員)

いや、私は何かあの、別途発注となっているから、別途予算が組まれるのかな。でもなんか、ちょっと理解できなかつたんですけど。じゃあ、結論として82億の中にその分も外構工事分は含まれていますよと。その分は、だけど、予算をどれだけ残すかというのは、その発注業者の考えでいいんですよということで、その分別途、例えば、2億とか、3億とか、もし残したとすればですね、その枠でその金額で別途発注をかけるんですよということとして理解していいんですか。

(山口事務局長)

大方、そういうことになります。

(中嶋敏子議員)

わかりました。入札参加資格要件の変更について、先ほど、つらつらと理事長が答弁をされました。前回は、発電設備付き一般廃棄物焼却施設、平成18年度以降に竣工した施設だと。この施設が完成後、平成28年4月末において1年以上の稼働実績があることと。で、

今回はボイラー式発電設備付きのストーカ式焼却施設。施設完成後、平成29年9月末において1年以上の稼働実績があることとされたわけですね。もともとですね、環境省というのは、地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、高効率ごみ発電施設整備マニュアル、平成21年3月付で出されておりますけれども、この交付金要件においてですね、竣工したストーカ炉実績において1年以上の稼働実績を有することを参加の条件にして示しています。その理由は、参加条件は実績を重視するためだとしてありますね。つまり、実績のないメーカーは参加できない条件とするとなっていると思うんですけれども、このことについては御存知ですか。

(山口事務局長)

今、参加の実績ということを言われました。これについてですね、環境省の効率発電マニュアル、ストーカ炉の実績に1年以上必要ではないかという御質問でございますけれども、このことにつきまして、環境省の入札契約に、手引きにおいて多く用いられている納入実績。これにつきましては、補足的な要件とされております。そういうことで、必須条件とは捉えておりません。環境省にも、これについては、一応確認しております。

(中嶋敏子議員)

わかりました。しかし、考えてみればですよ、これをきちんと的確に適用されれば、新規に参入したい業者は、いつまでたっても参入できないということになりますね。逆に言うと、既存業者の既得権を守るものになりかねないというわけになりますよね。この業界は、談合でも有名な業界でもあるわけですが、先ほど、先ほどと言いますか、これまでの質問の中とか、質疑の中でですね、門戸を広く開いて、最初の時ですね。前回の時、答弁された、門戸を開いて、こう算入さしたんだというふうに思うわけですが、ここのところについては、その先ほどの補足的なものだと、マニュアルはね、絶対的なものではないんだと、補足的なものだという答弁をされたと思うんですけれども。であれば、さっき言ったように、新しく参入したいところは、永遠に参加できなということになるじゃないですか。だから、広く門戸を開いてね、そういう人でも参加できるようにしたんですよというふうに考えていいんですか。

(山口事務局長)

今、中嶋敏子議員の質問ですけど、ストーカ炉の条件、ここになろうかと思っておりますけれども。これにつきましては、組合の基本計画の段階で、ストーカ炉ということで、それから熱回収率15.5%以上、こういうのが計画をされておりました。私共、進めておりました90トンの焼却施設。これにつきましては、かつ発電設備、そういうところでは、全国において同規模の施設の高効率の発電を行っている施設は少ないということ。そういうことで、循環型社会の形成を目指す上でモデル的な施設となるよう、目的とする計画で作られておりました。そういうことを踏まえて、契約手続運営委員会、あるいは指名委員会でもそういうことを審議された上で、最初の段階では広く間口を広げ、可能な限り競争性が働くように入札条件等を出したところでございます。

(中嶋敏子議員)

新日鉄住金エンジニア、略してこの後、新日鉄ということで質問させていただきますのでよろしくお願いします。もうそれはですね、そういうマニュアルがあるんだよというのは、やっぱり十分心得ておられたようで、しかし、ここでこう実績を作りたいという思いがあってですね、早い時期から営業活動で動いておられたことは、私も知っております。そして、入札参加資格はあるのか、大丈夫かということ当初から確認もされ、大丈夫ということで事を進めて行かれたと聞いております。参加資格を取得された上で、見積発注仕様書に基づき見積図書を作成され、平成28年11月18日までに提出されですね、組合からの変更指示とか事前質問を経て、平成29年1月24日、見積図書に係る技術ヒアリングを受けておられます。そこでも、更に見積図書に対する改善指示書が出されたので、その改善承諾書も提出をされた。この時も、ストーカ炉に対する実績は問題にはならなかったと、委員の方よりも、ストーカ式焼却施設の国内納入実績はないものの、発電設備付き一般廃棄物焼却施設、シャフト式熔融炉とかの多数の実績が評価をされ、ストーカ式焼却炉を設計建設することへの懸念はないという見解評価もされた。昨年、ドイツのストーカ炉の会社を買収されたということもあって、学者からは、実績はないけれども、建設能力はあると認められているというふうに聞いております。しかし、その後、組合設定の見積上限内では応札できないと判断して、やむなく平成29年2月16日に入札辞退書を提出された。その間の経緯については、いろんな方面から情報等で確認しております。ここで、実績を作りたいという新日鉄の思いもあってですね、10億円ぐらいまでの赤字は覚悟でやってもよいという話であったようですけれども。しかし、積算してみたら、それでは済まない不足額が出たので、一旦断念せざるを得なかった。その金額については、今回示された見積上限額がですね、大幅に引き上げられていることからですね、新日鉄の言い分はもっともだと。納得できるようには思います。新日鉄は、入札辞退提出後も、組合の再計画に対する参入意欲は失ってはおりませんでしたのではないかと思います。ところが、今回示されたストーカ式焼却施設の実績がなければ、参加資格申請ができない要件とされたことから、結果として入札に参加できないことに繋がっているのではないかとというふうに思いますけれども、そこらどうでしょうか。

(山口事務局長)

ただ今のご質問でございますが、最初の段階で、入札の事務手続き等や経緯、今、中嶋議員からいろいろありましたけれども、私共としましてもヒアリング等を実施して、まさか入札辞退届が出るというようなことは、想定はしていなかったところでございます。そして、入札中止となり、その後、事業費であったり、施設の規模等見直しを行い、議会等でも審議していただき、予算等を再度認めていただいたところでございます。今回のストーカ炉の参加条件等につきましては、組合で進めておりますごみ処理施設契約手続運営委員会、指名委員会等で審議をし、その中で協議をし、条件等を設定したところでございます。

(「入札参加できないのでは。）」との声あり。

(山口事務局長)

現在、ごみ処理施設につきましては、公告期間中でございます。そして、入札手続き中で

ございますので、詳しい中身については、ここで答弁できる状況ではございません。

(中嶋敏子議員)

そう答弁されるだろうなと思っておりました。それも答弁ですからいいでしょう。先ほど何回か、契約委員会だの、指名なんとか審議会ですか、そこが答申をしたんですとおっしゃるけど、それは取ってつけたような理由だと思いますよ。審議会というのはいっぱいありますけれども、それは一般的に、あっていいんですけれども、責任逃れ機関みたいな、ガス抜き機関みたいになっているのは私も十分知っていますから。組合に対して、このことで意見書か質問書を出されたらしいという情報も耳に入っているわけですが、入札に参加するための資格審査書類を提出されていない、提出されなかったのではないかというのを、私は懸念しているのですけど。もともと、環境省は補足要件だと言われたけれども、実績が参加要件としているわけですよ。だから、前は門戸を広げて参入資格を与えた。今回は、環境省のマニュアルどおりにされたわけでしょう。その資格委員会がどうのこうのとおっしゃるけど、そういうふうにしておられるわけですね。この違い、整合性については、どう理解したらいいのですか。前回の時も、資格審査委員会だのなんだのというのはかけておられるわけでしょう。同じ審査委員会が、同じ審査委員会じゃないんですか。その違う結論を出すというのは、どうも整合性がないというふうに、理解に苦しむんですけれども、そこらのところをどう説明されるのかな。公平公正じゃないような気がするんですけれども、よろしくをお願いします。

(山口事務局長)

先ほども答弁させていただきましたけれども、現在、ごみ処理施設建設工事につきましては、公告期間中であり、内容等について、ここで答える立場ではございません。それから、前回と違いますところは、熱回収率15.0%以上であったのが、今回は10.0%以上という、そこら辺りも関係するのかなというふうに思います。

(中嶋敏子議員)

なんか全然理解できない答弁だと思うんですけれども、情報によればですね、当初3共同企業体が申請書類を提出されたが、その中の2社が親子の関係にあって、子会社の方が辞退され、結局、現在残っているのは2社ではないかと。その2社による入札になるのではないかと。その中に当然、新日鉄は含まれていないと。できるだけ多くの企業体が参入することで、競争性も強まり公益性に繋がることは自明のことだと考えるのですけど、そここのところは各理事の皆さんどうお考えでしょうか。聞かせてください。

(仮屋園一徳議長)

ここで、暫時休憩に入ります。10分に再開します。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(渋谷俊彦理事長)

中嶋敏子議員からの質問内容についての答弁でございますが、先程来、事務局長も答えておりますように、現在入札手続き中でございますので、その辺の事につきましては、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

(春原善幸副理事長代理)

御質問に対してお答えいたします。今、理事長から答弁ございましたように、一般論として、いろいろあるのだと思いますが、今、入札手続き中ということもございますので、個別の案件についての答弁は差し控えたいと考えております。

(石塚政廣理事代理)

中嶋敏子議員にお答えさせていただきます。先ほど理事長が答弁されたとおりでございます。

(中嶋敏子議員)

時間がもったいないので立ちたくないんですけど、ちゃんと聞いてくださいよ。一般論としてですね、たくさん企業がいった方が、より競争性も強まって、公益性に繋がるのは、自明のことじゃないですかと聞いたのです。各理事に答えてくださいと言ったら、理事長と同じだとおっしゃるけど、理事長と同じ耳しか持っていないのか、皆さんは。ちゃんと答えてくださいよ、聞いたことに対して。もう一回答えてください。

(渋谷俊彦理事長)

先程来、お答えしておりますように、現在、この案件について入札手続きを行っている最中でございますので、たとえ一般論という形でありましても、この時期における答弁は控えさせていただきたいとお願いをしているところです。

(春原善幸副理事長代理)

繰り返しとなり恐縮ですけれども、一般論としてはいろいろあるかと思いますが、入札手続き中ということですので、個別の案件についての答弁については差し控えさせていただきたいと考えております。

(石塚政廣理事代理)

中嶋敏子議員の再度の御質問でございますけれども、先ほど理事長が答弁されましたとおりでございます。

(中嶋敏子議員)

わかりました。みなさん都合の悪いことは答えたくないということですね。そもそもこれまで半年もかけて、事業参入に対して真摯に向き合って積算してこられた業者ですよ、そこに対して、やむを得ない事情で、まだ期間内に辞退をされた。しかし、今回この業者が指摘

をしたとおり、大幅な値上げになっているわけですね。だから、そういう業者に対してはですね、むしろ優先的な対応が当たり前であって、こういう対応をするところはないと、異例だと。いろんなところに聞きました。近場の大きいところでは、東京豊洲の事業の入札でも、知り合いから聞いてあきれるといふふうに言っていました。業者にとっては考えられないような仕打ちではないかと思っております。この件に対しては、宮田幸一議員が7月26日、10月30日の2回にわたって、この議会で一般質問されています。これは新日鉄が65億円という金額が示され、それを承知したうえで入札に参加されたにも関わらず、半年以上の時間をかけた後に値段が合わない理由で辞退されたことで、事業は大幅に遅れることになり、他への影響も大きく関連予算は編成しなおさなければならず、事業期間も延長しなければならない。また、2市1町の構成市町の財政負担にも影響を及ぼすことになった。このことは入札契約にあたる指名停止措置に該当する案件かどうかについて、国の指名停止モデルとか先進自治体の事例などを示して、今回の件は指名停止措置が妥当だということを繰り返し、そのことで当局の見解を求めておられます。昨年9月議会では、出水市議会でも同様の質問をされています。そこでの当局の答弁は、今回の入札辞退については、入札説明書に入札日の前日まで提出できると記載されており、また入札辞退することにペナルティを科すような文言がないことから責任を負わすことはできないものと考えていると、組合の指名停止等の指名委員会等で審議した結果、入札辞退の作為が、本組合の建設工事等有資格者業者の指名停止に関する要綱別表表1及び表2の措置要項に該当しないとしたことから、指名停止は行わないという判断をしたと答弁されております。これは、6月議会、平成29年7月26日の議会でのやり取りです。続く9月議会、昨年10月30日の一般質問において、6月議会と同様の意見を述べられたうえで、新焼却炉は、基本計画の時にストーカ式焼却炉施設と決定していたにも関わらず、平成28年8月の入札説明書には、入札参加者の参加資格要件の条件に、ストーカ式焼却施設との明記がないのに、やり直しの平成29年10月の入札説明書の中に、入札参加者の参加資格要件には、ボイラー式発電設備のストーカ炉焼却施設と明記してあると。なぜかと。うがった見方をするとですね、宮田議員がおっしゃっているんですよ。指名停止をしない代わりに、ストーカ式焼却施設と明記することにより、ストーカ式焼却炉施設の実績のない新日鉄エンジニアリングを排除、この言葉が適切でなければ、入札参加者の参加資格要件に該当しないという理由で、参加できなくしたと考えるが、そう理解していいかと。真相はどうなのかとただしておられます。それが適切かということは別にして、私も全く同様の判断をした者の一人です。これに対しては、指名停止に関しては、部局発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合に該当するかを立証することはむずかしいことから、指名停止には該当しないと判断したと、6月議会に続いて指名停止に関しては、それには該当しないという同様の答弁をされています。そのことは、当然、妥当な答弁だろうと私も考えます。宮田議員の後の質問に対しては、昨年度のごみ処理施設建設工事における入札説明書には、プラントメーカーの納入実績として、地方公共団体公共工事及び公益法人が発注した一般廃棄物処理施設の元請。共同企業体の場合は、代表者に限るということだが、その元請での納入実績があること、また、施設規模1日に50トン以上の規模かつ複数の炉で構成されている発電設備付き一般廃棄物焼却施設。また、施設の完成後、平成28年4月末において1年以上の稼働実績があることとの納入実績を求めていたと。このことについて

は、ごみ処理施設契約手続運営委員会及び指名委員会において審議を行い、本組合が求める施設を建設することが可能なプラントメーカーを、可能な限り間口を広げ、より競争性が働くよう、このような入札参加資格要件としたと理事長が答弁されております。このことは、非常に微妙であり、しかも重要なことですので、業界に関しては私もあんまり詳しくないので、一言一句、間違えがないように、質問も、それに対する答弁もですね、会議録を取り寄せて読ませていただきましたので、できるだけ忠実にという思いから、そのまま引用させてもらっている部分もあります。そのために、多少ちょっと長くなっていることについてはお許しいただきたいと思います。指名停止に関しては法律の専門家等にも相談し、意見を伺った。その意見を踏まえて指名停止の委員会を開催し、今回の入札辞退が指名停止等の案件には該当しないという判断をしたと。弁護士の相談には、入札辞退が嫌がらせなどの目的が明確であれば、過失による遅延とか、指名停止は可能であると思われるが、そういうことには該当しないとの判断であったと。これもすこぶる当たり前のまともな判断であろうと私も思います。その後も65億円が提示されて、それでできると判断して参加しておきながら、半年もしてから辞退ということは、指名停止に値するという主張と、そうではないというやり取りが続いておりますが、前回、入札参加要件にストーカ炉の記載はないが、ごみ処理施設建設工事の発注仕様書の中にちゃんとストーカ炉で熱回収率15.5%以上と記載してあると。再入札公告については、構成市町の議会の理解を得て、新たな予算等の議決を踏まえて、組合の契約手続運営委員会、並びに指名委員会等で今回の条件等については協議し、それをもとに理事者の了解を得て、公告を行ったと答弁されておりますが、前回の参加条件の中にストーカ炉を入れなかったのは、広く間口をとということで、小規模の焼却炉で15.5%以上の発電は全国では件数が少ないということも考慮して、間口を広くして参加要件としたと。つまり、ストーカ炉の実績がない新日鉄の参加を可能とする措置としたのですよと読めるのですが、そういう理解でよいでしょうか。

(仮屋園一徳議長)

中嶋議員に申し上げます。できるだけ特定の議員名については控えていただきたいと思います。回答をお願いします。事務局長。

(山口事務局長)

ただ今のご質問ですけれども、ストーカ炉の件だと思いますが、最初の時点では発注仕様書の中には、ストーカ炉の熱回収率15.5%以上と。入札の参加要件の中ではストーカ炉の記載はせずに焼却施設というふうにしてございました。この件につきましては、先ほどもちょっと申しましたけれども、全国においても同規模の高効率発電の施設が少ない。そういうことで循環型社会のモデル的な施設を目指すということで、そういうことを踏まえ、計画が作られ、契約手続運営委員会、指名委員会等で審議をして、最初の公告の段階では競争性が働くよう間口を広げて入札条件を出したということでございます。

(中嶋敏子議員)

競争性を強調したと言われるけれども、前回の時には1社しか参加していないですよ。そういうことでしょ。実際に名前を言うなということですから、名前は言いませんけれども、

その議員からは今回の事態を踏まえて、入札参加資格審査で合格の結果が出た後に辞退はしないという内容の誓約書も必要じゃないかと提案され、理事長は今後検討したいと答弁されているようです。そして、現在進行形の案件なので、答えにくいことは承知しているのでといたうえです。その議員は12月議会において細かく具体的に質問したいと言って、9月議会では終わっておられます。ところが、この12月議会で質問通告は出されていないわけですね。それは議員の自由なんですけれども。9月議会の冒頭の所で、今回の入札参加者の参加資格要件にストーカ炉焼却施設と明記することで、この実績のない新日鉄住金エンジニアリングが排除された。つまり、入札参加資格要件に該当しないという理由で、まさに参加できなくなったということに繋がっているわけなんですけれども、そう判断して間違いはないでしょうか。

(山口事務局長)

今回の入札の件につきましては、条件付き一般競争入札で行っているところでございます。その、業者等のどこが入っている、参加するという、そこら辺りについてはこちらの方で判断できる状況ではないというふうに考えています。

(中嶋敏子議員)

ちょっと理解できないですけど。実際にですね、その業者は今回参加できないと思います。うがった見方をすればですね、この議員が指名停止という要求をずっとされているわけなんですけれども、その要求には応じなかったけれども、入札参加資格要件を変更することでですよ、結果として、この議員が要求された新日鉄を排除するということが繋がったわけですよ。だから、その議員は自らの要求とする所は通ったので、今回は質問されなかったのではないかと私は判断したんですけれども。その判断は間違いでしょうか。理事長の見解を聞かせてください。

(仮屋園一徳議長)

中嶋議員にお伝えします。質問の趣旨を変えていただきたいと思います。

(中嶋敏子議員)

はい、わかりました。ではいいです、それは。私にはですね、どうしても何回も何回も、それをずっと繰り返しされていたので、そうとしか思えない気がしているわけですね。しかし、もしかして、こういうことで結果としてですね、行政がこう変えられるといいますか、歪めると言ったらどうなのでしょうね。正当な理由がないのに、こんなことになったというのは、私はちょっとゆゆしい事態ではないかというふうに考えるんですね。もともと、さっきも言いましたように、当初の65億円という価格の提案には無理があったのではないかというふうに思うんですけれども、新日鉄も無理を承知で、今回は、ここでどうしても実績を作りたいという会社の思惑、事情もあってですね、多少の無理、赤字10億円ぐらいまでならというふうに聞いておりますけれども、何とか飲めるんじゃないかという判断もあったように聞いておりますが、そういう意味で参加をされたけれども、理事長が参加辞退の書面をですね、その議員の質問に対して読み上げておられますけれども、先ほどもちょっとおっし

やいましたね、鹿児島県内業者の繁忙、熊本県内業者の震災対応優先等に起因する工事費の高騰が想定を大きく上回り、企業努力でコストが吸収できるレベルではなく、無念の思いで苦渋の判断をされた。ここでも一旦、参入をされた後に、私も新日鉄さんともあろう者がですよ、参入された後にでも、条件変更という形は取れたのではないのかなという気もするわけですが、それを誰もアドバイスをすることもなく。出水の市庁舎もかなり途中で上がりましたからね。もう工事の時に、大いにあることではないかというふうに思うんですけども、ちょっと耳にしたことによれば、そういうふうにして、かなり無理をして入札参加をしてもですね、議会が予算を通してくれなかったらアウトじゃないかというふうな、そういう思いもあられたように聞いております。ですから、可能な限りですね、さっきから1回目の時が間口を広げ、より競争性が働くような参加資格要件としたという答弁されているわけですが、今回の入札でもですね、そのことは同じことが言えるのではないかというふうに思うのですけれども、そのことでは答弁できませんか。

(山口事務局長)

今の質問、今回も同様ではないかということのようですが、先ほどから今回の入札公告、その参加事業者等の決定等については、契約手続運営委員会、指名委員会、そういう所で審議をを行ったところでございます。何せ今、公告期間中でございます。そういうことで、これ以上は控えさせていただきたいと思っております。

(中嶋敏子議員)

まあ、それが答弁だとは思いますが、さっき言ったように、何とか委員会とか、何とか委員会というのは、もうガス抜き機関ですよ。それはもう取って付けたような理由ですよ。なぜ、最初の時もじゃあ、そういうふうにしなかったのかということに対しては、納得できる答弁をされていないじゃないですか。この要件をですね、今回、ストーカ炉式だということを加えたことで、前回入れた業者が入れなくなって、間口が狭まる結果になっているわけですよ。とりわけ、多少の赤字覚悟でも、ここで実績を作りたいという新日鉄が参加することですね、入札価格に対して、大きな効果が、結果を見ないとわからないですけど、効果が期待できるのではなかったのかと。このことは住民にとってはね、還元することではないかと考えるわけですが、今回、参加資格要件をどうして変更されたのか、納得する説明にはなっていないと思っております。このことから考えてもですね、自己矛盾ではないかというふうに考えるんですね。理事長の答弁なんかを聞いていてもですね。当初は、環境省は実績を重視しているにも関わらず、間口を広げるため、参加資格要件にストーカ炉を入れなかった。ではどうして今回同じ工事内容なのに、ストーカ炉を参加資格要件に入れたのか。これまでの答弁ではね、到底納得できないんですよ。質問のヒアリングの時にですね、マニュアルは、あくまでもマニュアルであって、判断するのはその地元と言いますか、現地ですからと言われたんですけども、それではですね、前回と今回で180度違う結果をもたらす判断をされた根拠は何ですか。もう1回、聞かしてください。

(山口事務局長)

前回と今回、17億円の増額。これにつきましては、先行自治体の契約の実績と、そうい

うのでしたというのは、前から説明しているところでございます。

(仮屋園一徳議長)

ここで、在席のまま休憩に入ります。

午前11時35分 休 憩

午前11時36分 再 開

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き、会議を開きます。事務局長。

(山口事務局長)

ストーカ炉の、その、前回と今回入れたということでございますけども、これにつきましても、前から申しておりますように契約手続運営委員会、指名委員会等で審議をし、今回、前回と違ってストーカ炉というのが条件等に加わったということでございます。

(中嶋敏子議員)

全く納得できませんね。やはり私はですね、この間の質問が、ここでは大きく影響しているのではないかという疑問が拭えません。こんなことではですね、当広域行政事務組合に対する信頼が揺らいでくるのではないかと懸念しております。間口を広げて競争性が働くためにも、業者からは、昨年同様、発電設備付き一般廃棄物焼却施設の実績により参加可能とさせていただきたいと。前はこうできたわけですから。そのために入札に参加可能となるよう修正公告等の手続きの配慮をしていただきたいという旨の要望が出されたように聞いておるわけですが、私は多少工事が遅れたとしても、ずっと遅れてはいるわけですが、後に続くですね、住民負担のことを考えれば、配慮に値するありがたい要望ではないかというふうに考えるわけですが、このことに対する見解とですね、どのような扱いをされたかお尋ねいたします。

(山口事務局長)

ただ今の御意見ですけども、現在、入札の公告期間中でございます。そういうことでそれについては、一応ここで意見を言える状況ではないということです。

(中嶋敏子議員)

はい。そういう答弁を繰り返されるだけなので、全く納得できないわけですが、いずれにしましてもですね、今回の件は、誰に聞いても到底納得できない。業者がですね、新日鉄さんという国策企業ですから、訴えるとか、業界としては仕方がないちゅうことで、こうなるのか、よくわからないんですけれどもね。業者によっては、訴えられてもしょうがないようなね、そういうような感じではないかというふうに思いますよ。まさに異常な事態であるということを指摘をしておきたいと。今後こういうことがないようにしていただきたいというのとですね、渋谷理事長は、4月の市長選にはもう立候補されないという話で、もう後があと少ししかないわけですが、立つ鳥跡を濁さずという言葉もありますけれどもね、やっぱり、きちんとしていただきたいなという思いを伝えておきたいと思います。

あとちょっと時間がないんですけれども、ごみ減量に関してですけれども、入札延期になったことから、供用開始が1年先送りの平成33年度になりました。そこで、施設供用開始時のごみの計画処理目標が、可燃ごみで平成32年度比513トン減の20,831トン。これ可燃ごみ全体ですね。先ほど言われたように、これはリサイクルから持ち込まれてくる分も合わせての量かなと思いますけれども。平成22年度の市町別可燃ごみ搬入量が、環境センターの資料で、先日1月12日に開かれた出水市ごみ減量推進協議会で提出されました。これを見てみますと、平成29年4月から11月までの8カ月間の生活系、事業系を合わせて合計が16,807.94トンなのです。昨年同期比で405.42トン増えているわけですよ。これを単純に8で割って12を掛けて1年分を単純に試算して出してみるとですね、25,211トンになるわけですよ。目標からすると、かなり減るところか増えているわけですね。市町別にごみ減量大作戦を開始した平成24年度比で見ると、阿久根市さんは15%減らしています。出水市は6.42%むしろ増えております。長島町が2.14%、この時点では減ってはいるのですけれども、ただ、長島町はですね、平成28年度比で見ると、104.6%の増で、特にその中でも事業系ごみがですね、114.16%と増えているのですね。人口比からすれば、全体に占めるパイは小さいので、量的な影響はそう大きくはないと考えますけれども、増えている要因については、原因を明らかにして対策を打つべきではないかと考えますけれども、長島町理事の見解をお聞かせください。

(石塚政廣理事代理)

中嶋議員にお答えさせていただきます。事業所系の可燃ごみの量の増加につきましては、担当と協議してみましたところ、紙おむつの類ではないかと。施設のですね。それが主な原因になっているのではないかと聞いております。

(中嶋敏子議員)

それも与え得るかもしれませんが、これまではそんなに増えていなかったのですよね。だから、紙おむつがそんなに急に増えるような人が増えたのかなというふうには思うのですけれども、そういうことですね。私も担当課に聞いたのですけれども。問題なのはですね、人口比が高くて、ごみ量も全体の7割近くを占める出水市の取組みだと思います。12日に開かれたごみ減量推進協議会でもですね、我々もずっとやっているけれども、初めから何も進んでいないじゃないかと、ある委員からは協議会と市の担当の議論がですね、全く噛み合っていないと。これじゃ進まないよと。ワークシェアリングが必要なのではないかとという意見も出されて、当日、出席委員の総意として自分たちの委員としての委嘱期限が、来年6月30日までなのですけれども、10%のごみ減量目標を設定しようじゃないかということになったわけなのですけれども、10%減量ではですね、目標値の達成には程遠いという、そういう意見もあったのですけれども、まず増えていくのを止めたうえで、減らさないといけないわけですから、これとてそう簡単ではないというふうに思うのですね。ごみに対する市民の意識の問題という意見も担当課の方から出されました。しかし、それは自然発生的に出てくるものでもないし、お題目だけ唱えておけばですね、ごみ減量しましょうと言っておきさえすれば、できるというものでもないと思うのですね。せつかく、2市1町と広域が共同でやろうと始めた減量作戦ですので、新施設整備や現在の最終処分場のことを考えると、共

同の責任だというふうに思います。阿久根市以外は増やしているわけですがけれども、ここで3理事の皆さんが共同の取り組みとしてですね、何か進めて行くということはできないものなのか。いつも私はそう思うのですけれども。進んでいる所を学んで、そこを一緒にやっけて行くということはできないのか、その点を良かったら答弁してください。

(渋谷俊彦理事長)

ごみ減量については、中嶋議員、再々、当議会におきましても、ご質問をいただき、いろいろ示唆をいただいているところでございます。現在のところ、2市1町それぞれの市町ごとにごみの減量化大作戦と銘打って取り組みをいたしております。しかし、結果として、なかなかその成果が見えてこない状況でもあるわけでございます。阿久根市さんにおきましては、ごみ焼却処理施設を別に構築されまして、そこで特定の地域等をお願いをされて、まずはモデル地区等を構成されまして、結果を見て、そしてそれをまた少しずつ地域を広げて、今、その減量の結果がですね、成果を見せてきているところだというふうに思っております。出水市、長島町、それぞれいろいろな処理、手段を講じてごみの減量化に取り組んでおりますけれども、結果として自然気象等の影響等があったりして、減量どころか、増量している状況でございます。これをお互い、今後どういう体制でこの減量化大作戦を進めて行くことが適切かどうか、中嶋議員からございました2市1町共同で、いろいろ取り組む考えはないかというご質問の趣旨かと思っておりますが、そういったこと等も検討しながら、今後の減量化がいかにあるべきか進めて行きたいと考えております。

(仮屋園一徳議長)

代表されての回答だと思いますので、質問を続けてください。中嶋議員。

(中嶋敏子議員)

阿久根方式を共同の取り組みで研究されても良いんじゃないかというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

環境センターに持ち込む搬入手数料についてはですね、これはいろんな業界誌を読んでも、農水省の資料を読んでもですね、やっぱり適正化を図れと。料金が安いとごみは減らないよというようなのがいっぱい出されておりますので、その点もお見知りおきくださいと思います。

(仮屋園一徳議長)

以上で、質問者全員の質問が終わりました。

《日程第2 閉会中継続審査》

(仮屋園一徳議長)

日程第2、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務委員長から、会議規則第109条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。陳情第1号については、総務委員長からの申し出のとおり、閉会中の

継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり。

（仮屋園一徳議長）

御異議なしと認めます。よって、総務委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

《閉 会》

（仮屋園一徳議長）

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって、平成29年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時47分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____